

平安末期足利・新田氏考証補遺

佐々木 紀 一

筆者はこれまで新訂増補国史大系『尊卑分脈』以外の中世系図を利用して、平安末期の源義国流の足利・新田氏の族人・伝記を考証した⁽¹⁾。本稿では、その後、気付いた問題について補足の考証をする。

一、『保元物語』の源義康

足利家の先祖で、足利荘を中心に勢力を扶持した源義国や、源頼朝の信頼が篤く、源氏一門の待遇を受け、鎌倉御家人足利氏の初代となつた義兼の歴史的実績は、断片的ながら史料から確認出来るが、その間に位置する義康については、都での検非違使としての活躍、保元の乱での天皇側としての参戦が確認出来るものの、在地支配の様相を含めて不明点が多い。

『保元物語』を見るに、平清盛・源義朝と共に新院御所の攻撃に向けられた武者に源義康が見える。半井本を挙げれば、巻上の「官軍勢汰」で、義朝・清盛の軍勢の郎等の名寄せに続いて、

兵庫頭源頼政二相随フ兵ノハ、渡辺党二ハ省播磨次良、子息授ノ兵衛、ツ、クノ源太、与ノ右馬允、競ノ滝口、丁七ト〔な〕ウ、清シ、濯ヲ始トシテ、百騎ニハ越サリケリ、⁽²⁾

として、頼政を挙げ、その郎等の交名も記す。さうして次に、

陸奥新判官義康勢モ百騎、隠岐判官維繁百騎、周防判官季実勢モ百騎、平判官実俊七十余騎、佐渡式部大夫重成力勢六十余騎、和泉右衛門尉信兼七十五騎

と義康が見えるが、その他の源平武者と同列であり、合戦中の行動に言及があるのは義朝・清盛・頼政である（巻中「白河殿攻メ落ス事」）。

所が『兵範記』を見るに、この夜、最初に攻撃に向かつたのは、清盛・義朝・義康の三名であつた。

鶏鳴、清盛朝臣・義朝・義康等軍兵都六百余騎、発向白河〔清盛三百余騎自二条方、義朝二百余騎自大炊御門方、義康百余騎自近衛方〕（保元年七月十一日条）⁽⁴⁾

また乱後、院側武士の処刑の任に当たつたのも同様この三人で、義康は、家弘、康弘、盛弘、時弘、光弘、頼弘、安弘

已上藏人判官義康、於大江山辺斬云々（同七月三十日条）と家弘一族を担当するが、『保元』では、

左衛門大夫家弘、右衛門尉盛弘、左衛門尉頼弘、文章生康弘四人ヲハ、藏人判官義康承テ、大江山ニテ是ヲ切（半井本巻下）

と、『兵範記』の一部と一致するものの、他の度弘、光弘、時弘は、前掲の官軍の平信兼、同実俊、源季実が担当者となつてをり、義康の貢献が低下する。

保元の乱後の除目で、勲功賞を受けるのもこの三人で、

今夕被行勲功賞

播磨守平清盛、右馬権頭源義朝

（中略）

義朝 左衛門尉源義康^{延尉}

已上昇殿（『兵範記』同七月十一日条）

とあり、後日、義康は叙爵され藏人に任じられる。^⑤『保元』もこの除目については言及するが、前後の連絡が無く、人物形象される事も無いため、義康はその他の源平武者の一人で、清盛・義朝に比肩する位置付けではない。

保元の乱で実際、殊功が無かつた事もその一因であらうが、第二陣の官軍の一人の頼政が、宝徳本『保元』では、「兵庫頭頼政ハ一陳ニこそす、まれけれ」（巻上「官軍勢汰への事」）とする様に、物語には官軍側武士を義朝と清盛及び頼政の三名に集約する作為があつたと考へられる。或は物語の典拠である『愚管抄』に於いても義康が無視されてある事の影響も考へられるが、後年の高倉宮謀反の首謀者としての事跡、或は歌人としても知名度の有る頼政と異なり、義康が保元二年に若くして没した事、及び鎌倉時代の足利氏の御家人としての従属的な立場が『愚管抄』、更には軍記に影響を及ぼしたのではないか。

二、義康の官途

在京時以外の義康の伝記に從來、利用されてきたのが『尊卑分脈』で、新訂増補国史大系本を挙げれば以下の通りである（以下、大系本『尊卑』）。

陸奥守 治部少輔 鳥羽院北面
伊与（権）守 兵庫助
藏人 上野（総）介 左馬允 昇殿 叙留
使 左衛門大尉 従五下 保元々八六叙留（爵）了 昨日合戦賞

義康

為殿上檢非違使

母信濃守有房

号足利陸奥判官 又号足利藏人判官

と、多くの官職を載せる。

確実な義康の官途は、『山槐記』仁平二年正月（二十八）日条（増補史

料大成）を見るに、『尊卑』に見えない大膳亮より、右衛門尉に任じられた事、同六月、

仰右衛門尉源義康可為檢非違使之由（搦陣中犯人賞）（『本朝世紀』仁平二年六月二十二日条）^⑥

と檢非違使の宣旨を受ける事である。更に前述の保元の乱の勲功により、昇殿を許され、翌八月叙爵され、藏人に補された。^⑦これは義家流子孫には從來、見えない官途で、その志向が注目されるが、『兵範記』保元二年五月二十九日条に、

大夫尉義康逝去云々

とあり、『神宮雜書』「伊勢大神宮神領注文」の「片梁田御尉」に「給主檢非違使義康」（建久三年八月）^⑧ともあるから、極官は五位の檢非違使右衛門尉となる。所が大系本『尊卑』では、諸司の允・助を挙げ、これは前官で、単に未確認としても、その他の受領の経歴は不正確とせざるを得ない。鏝阿寺藏「新田足利両家系図」^⑨に、

義康

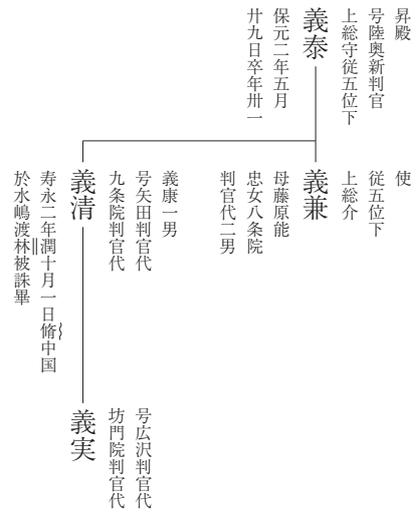
從五位下、非藏人、左衛門尉、陸奥守、近衛院北面、住下野国足利城、後白河院保元元年七月、依戦功、被任陸奥守

と、保元の乱の勲功による陸奥守任命が見え、『蠹簡集殘篇』六「足利系図」^⑩の、

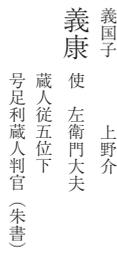
義康

武藏守、足利新判官、永久三年四月一日誕生、承安四年五月廿九日薨矣、六十歳、母足利太郎大夫基綱一女也

とある武藏守任命も同様である。但しそれが全て大系本『尊卑』以下の近世系図の作為とは云へず、室町中期成立で、『尊卑』よりの抄出本としての性格の強い『渋川系図』^⑪（略記）には、



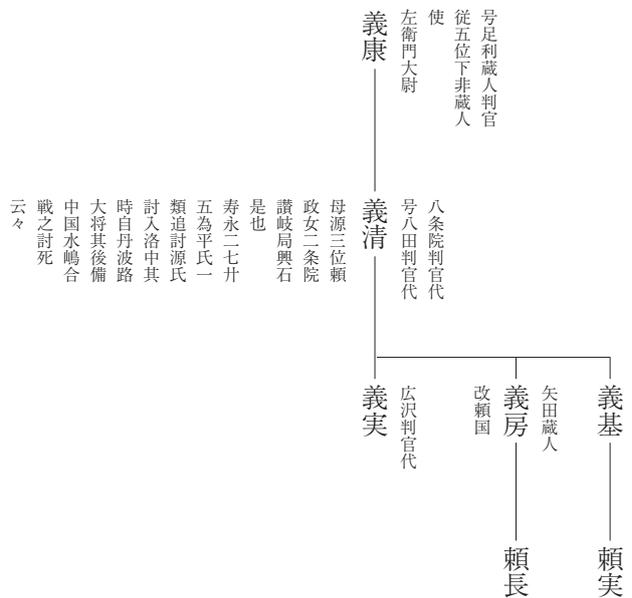
と、「上総守」が見え、南北朝頃の尊経閣文庫蔵『帝皇系図』(紙焼写真)にも、



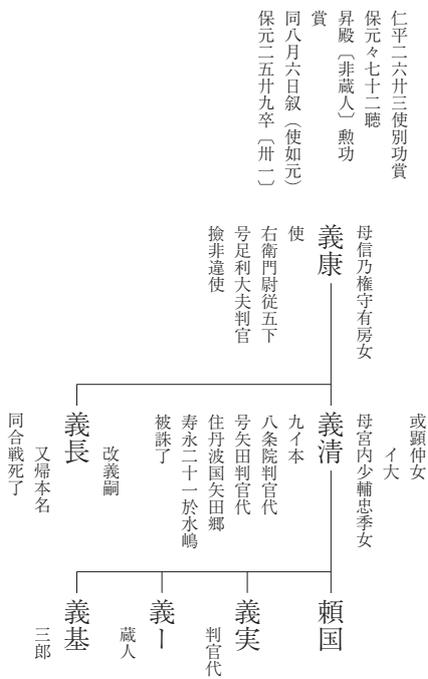
と上野介が見え、室町時代中期成立の『塵荆鈔』八「源家之事」でも、次男義康ヲバ足利新判官、武蔵守ト申(古典文庫)とあるからで、早くに国守説が成立してゐた事が分かる。

前掲の『保元』の「陸奥新判官」の「陸奥」も、任国による称ではなく、端的に祖父陸奥守源義家の極官に、「新」は今一人の「前奥陸判官」⁽¹⁷⁾と区別する為と説明できる。父の義国は式部丞が極官、從五位下が極位の「式部大夫義国」⁽¹⁸⁾で、無官の時期が長かつたと推定されるから、祖父の官が通称となつたものであらう。

以上からすると、大系本『尊卑』の脇書には後世の虚飾の官途が記されてゐると判断される。同じ『尊卑』「清和源氏」の一本である秋田県公文書館蔵佐竹文庫本(宗家)蔵の佐竹本『尊卑』(略記)では、⁽²⁰⁾



と受領歴が無く(大尉は疑問)、何より以前にも当該部を紹介したが、北酒出本『源氏系図』(略記)を見るに、⁽²¹⁾



と、官位が古記録に一致する。改めて義康の官歴は、北酒出本が古記録に一致するとして良く、正確な記載が多い事が分かる。

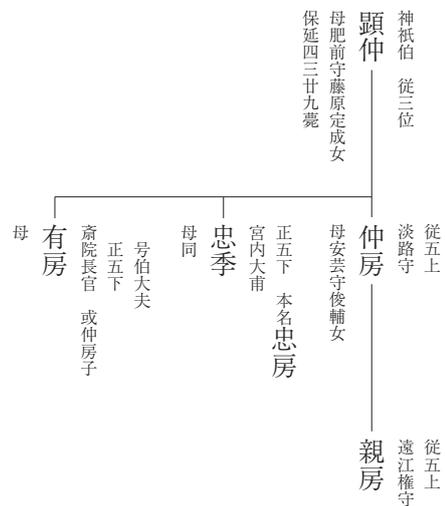
三、義康の生年、母

北酒出本で注目すべきは義康の享年について三十一才とある事で、同説は諸家系図纂『足利系図』・『山野辺系図』²²⁾にも見えたが、その最も古い所説である。但し北酒出本では父の義国に「久寿二六廿五死(卅一)」とあり(『尊卑』は二十六日とする)、父子の享年が同じ事はまだしも、生年が僅か二年違ひとなり不審であるが、『渋川』にも義康三十一才享年説が見えるから、目下、これに従つて良いだらう。またその母を有房とする点、北酒出本(・『須田系譜』)と大系本『尊卑』が同じであるが、官が正権の信濃守で分かれる。同時代の源有房として村上源氏の師行子を充てる見解があるが、有房の極官は左中將(正四下)で遥かに高く、且つ時代的に無理である。

次に候補となるのが、村上源氏具平親王流(顕仲流)の有房で、顕仲は『公卿補任』(新訂増補国史大系)から、康平元年(一〇五八)〜保延四年(一一三八)の間の人であるから、その子の有房が義国と同世代として良く、一族の極官も諸国権守である(大系本『尊卑』「村上源氏」)。更に北酒出本を見るに義清の母の忠季(永久三年(一一一五)〜久安二年(一一四六)三月まで事績が確認)もその兄弟であるから、義国一族が重縁を結んだと解する事とならう。

但し問題は諸史料でその有房の極官を齋院長官として、信濃(権)守の官途が見えない事と、中村氏著に拠れば『夫木和歌抄』の久安五年(一一四九)七月歌合に出詠してゐる点は可で、兼築信行氏は顕仲の末子とするが、『山槐記』仁安二年(一一六七)四月三十日条に齋院長官有房が見える事からして、義康(一一二七誕生)祖父とすると、世代が厳しい。

大系本『尊卑』(略記)



同時代で信濃守有房女を母とするのが少納言入道信西である。『尊卑』「貞嗣卿孫」では、

(大系本)

(柳原本)

(略)

通憲

母

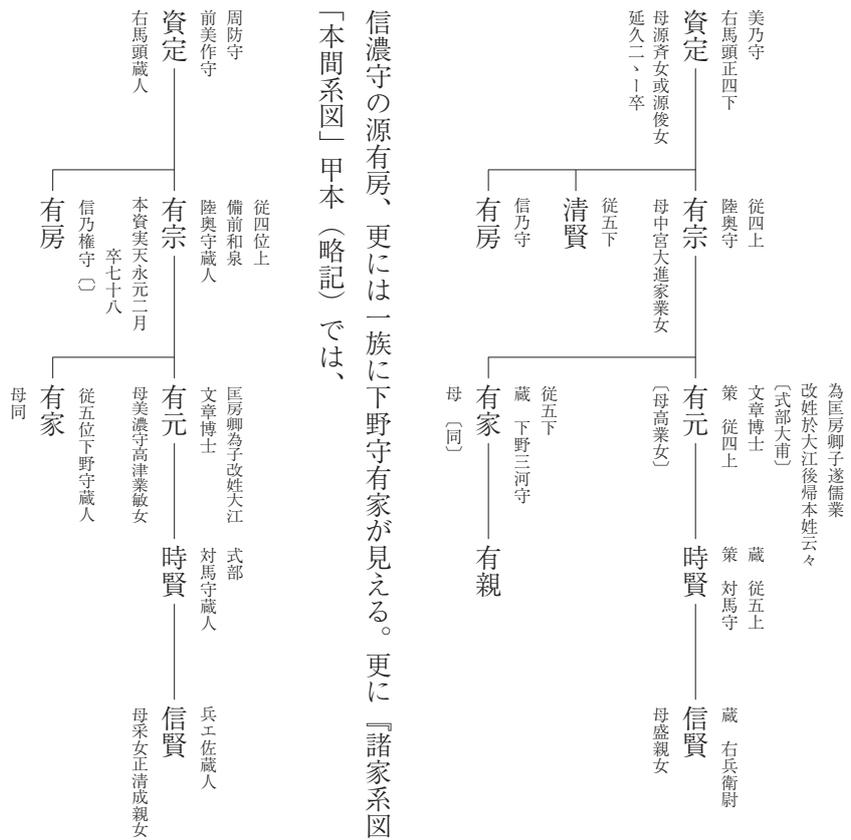
母

信濃守源有房女 或母下野守有家女
或説云 通宗女前齋院女房

信乃守源有家女 或通宗女
前齋院女房

と区々で(今一人の候補は、大系本『尊卑』「実頼公孫」の若狭守通宗女子になるが、未勘)、書陵部蔵柳原本も異なるが、東大史料編纂所蔵真光院本『藤原氏系図』では、「母信乃守源有房女」(紙焼写真)のみ載せる。²⁹⁾ 然るに大系本『尊卑』「村上源氏」為平親王流を見るに(略記)、

と、信濃守の源有房、更には一族に下野守有家が見える。更に『諸家系圖纂』「本間系図」甲本（略記）では、



と、有房が信濃権守とある。同系の西蓮寺本『本間系図』（東大史料編纂所蔵謄写本）では、「権」が無いが、□に「式部」とある。これは『殿暦』康和四年（一一〇二）正月十四日条に、式部丞の源有房が見え一致するか⁽³²⁾ら、『本間系図』の為平親王流は、大系本『尊卑』よりも古態を残す所が有ると考へられる。

以上から義康・信西外祖父は、村上源氏為平親王流の信濃権守有房として良い（高階業敏の孫が、通憲を養子とした経敏である事に注意）。共に学問の家同士である事が信西父実兼と有房女子との婚姻の前提にあるの⁽³³⁾

ではないか。但し義家と陸奥守有宗一族との関係、義国との婚姻の契機は不明である。また通憲と義康両者に縁戚を介した政治的な関係があつたか興味深いのが、目下、未確認。熱田大宮司家との縁戚を介する源義朝との縁戚についても同様とすべきであらう。

四、義康と在地、その後継者

義康の事績は専ら在京中に限られたが、その没後、同氏の惣領職、足利荘の権利はどの様な経緯を辿つたであらうか。従来、家督は直ちに嫡男の義兼に継承されたと考へる向きがある⁽³⁵⁾。確かに義清を「義兼舎弟」とする系図もあるが、大系本『尊卑』の義清に「足利太郎」、「義康一男義兼舎兄也」、前掲『洪川』にも「一男」（『蠹簡集残篇』六「足利系図」には「嫡子」とあり、また北酒出本によれば母の家格に遜色はないと思はれる。田中大喜氏が指摘する様に、義兼嫡子説は自明ではない。北酒出本によれば、義兼の誕生は久寿元年（一一五四）で、父の没した時は幼児であつた。野口実氏が指摘するが、永暦元年（一一六〇）、大炊御門殿守護を奉命した「故義康男」は義兼では有り得ず、義清と考へられ、義康の没後も在京武者として、朝廷に仕へてゐた事に成る⁽⁴⁰⁾。

次に名字の地の足利荘は保延三年、義国が安楽寿院（八条院領）に寄進してゐるが、義兼が八条院蔵人と系図に見える事（『尊卑』）、外祖母を美福門院女房上総とする推定に基づき、義兼が継承した蓋然性が高いとする（田中氏論・山本氏論）。しかし範忠女（義兼母）が美福門院上総である確証は無い。柳原本『尊卑』には寛伝・任暁の母の記事にその旨があるが、義兼母の注記には何も記載が無いのである⁽⁴²⁾。次に八条院との関係を見れば、義清をも同院判官代とする記載が大系本『尊卑』・北酒出本に見える。北酒出本イ表記・『洪川』には九条院とするから、確定的ではないが、特に義兼に八条院との縁故が有るとは云ひ難い⁽⁴³⁾。

それ以降の動静は不明であるが、高倉の宮の乱の与党の戦死者として、源義清〔足利判官代云々、義康子⁽⁴⁴⁾〕

とあり、足利を称してゐる。『吾妻鏡』同五月二十六日条にこの時、戦死したとされる「足利判官代義房」は佐竹本・大系本『尊卑』他⁽⁴⁵⁾には義清子に見えるが、義清と同人の可能性もあらう。

義清の戦死は誤報であるが、木曾義仲の北陸経略に従軍したとする史料(及び『平家』諸本)は無く、寿永二年七月の源氏入京の際も『皇代曆』裏書寿永二年七月二十二日条に拠れば、

丹波方以足利判官代為大将可入京⁽⁴⁶⁾

と見え、この時、他の源氏同様と共に入京したものであらう。畢竟、これまでの論は義清の梁田御厨相論、或は『平家』一部伝本の水嶋合戦記事の

信乃国住人矢田判官代・海野ノ平四郎行広大将軍トシテ五千余騎ノ勢ヲ指遣シケリ(延慶本四「水嶋津合戦事」⁽⁴⁸⁾)

に引かれ、北関東・信濃に矢(八)田の該当地を探すが、地名の一致・近似に拠る比定だけであつた。『平家』の信濃説は、『源平闘諍録』を見るに、

足利ノ八田ノ判官代義清・宇野ノ矢平四郎行広、是二人為大将軍一、指遣五千余騎一(八之上「室山水嶋合戦事」)

と信濃云々が無く、

信濃ノ国ノ住人宇野ノ弥平次郎行弘・足利ノ矢田ノ判官代義清二人ヲ大将軍トシテ、其勢五千余騎ヲ指遣ス(南都本卷九「同十一月備中国水嶋合戦事」)

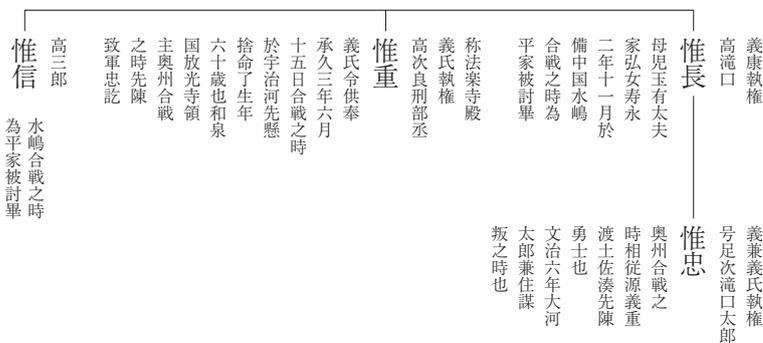
とある信濃の海野氏の説明が、両者の入れ替へにより付されたと推定される。何より北酒出本の脇書と足利氏の所領である事の確認により(拙稿①)、丹波の矢田として良く、義康没後も義清は矢田郷を拠点として在京活動を行つてゐたと見るものである。

その義清が高倉宮の乱に参戦するのは、義清が頼政女子の二条院讃岐を娶つたとする系図(清音寺本)の有る事を指摘したが(拙稿②)、佐竹本『尊

卑』でも、義清の母を二条院讃岐とする。何れも室町時代の系図であり、『尊卑』では、讃岐は藤原重頼室とあるのみで、讃岐云々の記載に十全に信を置き難いが、当時の源氏一門の結節点であつた頼政との関係が存在したと思はれる。

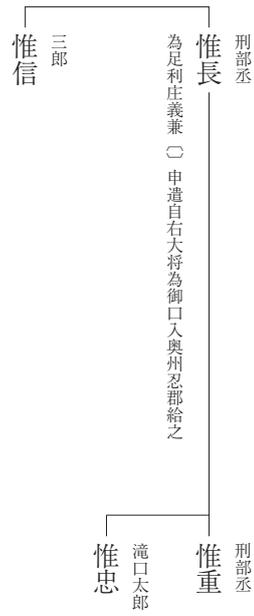
義清は足利を名字にするが、無論、義康流の通用であるとする、それは嫡祖の判断とはならない。しかし清源寺蔵『高階系図』⁽⁵⁰⁾の次の記事が注目される。

(清源寺本) (略記)



とある事を見るに、高氏は代々足利氏の嫡流の「執権」であつたとし、義

康から義兼に仕へたとする。しかし惟長・惟信が水嶋合戦で戦死したとある事からすると義清に随従してゐたもので、且つ当時、義兼は在東国であつた。これからすると端的に高氏が義清に仕へてゐたもので、義清が足利氏の棟梁であつたと解する事が出来る。一方で、脇坂本『高階氏系図』⁽⁵¹⁾では、



とあり、水嶋合戦記事が無く、且つ脇書に従へば、文治五年の奥州合戦の勲功に信夫郡を拝領したと考へられ、清源寺本と矛盾する事になる。畢竟、何れが正しいか決し難いが、脇坂本系以外の系図から、義清が義康没後、物領となつた可能性を指摘したい。義清と義兼とで、在京と在地支配を分担してゐた可能性も有り、両者の関係も当然、見直される事になるだらう。

五、新田氏と藤姓足利氏との関係

義康長子の義重に始まる源姓足利氏は、藤姓足利氏と、協調から競合・対立があつたと先学が説明する。⁽⁵²⁾足利忠綱の口より語られる、足利と秩父の闘ひに於ける新田義重の前者への加勢が、協調時代にあつたと解されるが、これは飽く迄『平家』⁽⁵³⁾に見える説であつた。⁽⁵⁴⁾拙稿②では北酒出本の義俊(義重の子)の戦死記事より、その合戦を確認出来るとしたが、改めて長楽寺本系の源氏系図⁽⁵⁵⁾より補強する。即ちその一本の妙本寺本『源家系図』⁽⁵⁶⁾を見るに(略記)、

「義宗 鞠子熊御
足利又太郎藤原忠綱合戦時於妻河原討死畢、歳十七才
号里見

—— 伊賀守義成

—— 同高林四郎義俊

とある足利忠綱の脇書は、長楽寺本・内閣本には見えず、妙本寺本でも、義仲子の義宗に就く如くである。対して前稿以降、管見に入つた同系の島津本『源家大系図』⁽⁵⁷⁾によれば(略記)、

「義宗 鞠子熊御
足利又太郎藤原忠綱合戦時於妻子河原討死畢
歳十七歳

号里見
—— 伊賀守義成

と義俊の並びにある。素より木曾義仲の子が治承四年の宇治川合戦の足利忠綱に従軍したと見る必要はないのだが、島津本の脇書の位置からすると本来、義俊に付されたと見て可である。これこそ『平家』・北酒出本の脇書から推定した足利・秩父の合戦で、且つ北酒出本では足利俊綱の名しか見えないから、少なく共、両書よりの引用と見る必要はない。『平家』には新田義重が「長井渡」⁽⁵⁸⁾を渡つたとあり、『千葉県の歴史』が「賽河原」とも推定する、「妻(子)河原」の所在は未確認であるが、別に歴史史料となる記事であらう。

以上、微細な考証を成した。

注

- (1) 「矢田判官代在名・大夫房覚明前歴」(『米沢史学』十七、平成十三年十月、以下拙稿①とする)・「溢れ源氏考証(下)」(『米沢国語国文』三十三三十一、平成十四年十二月)・「新田義重一族伝雑々」(『山形県立米沢女子短期大学紀要』四十七、平成二十三年十二月、以下拙稿②とする)
- (2) 内閣文庫蔵本(電子公開)による。□は斯道本(坂詰力治氏他「慶応義塾大学附属研究所斯道文庫所蔵 半井本『保元物語』(翻刻)」(『東洋大学大学院紀要(文学研究科)』四十四、平成二十年三月)による。
- (3) 鎌倉本(汲古書院の影印)では交名の末尾に位置付けられる。
- (4) 陽明叢書『人車記』の影印による。以下同。
- (5) 『兵範記』同八月六日条。
- (6) 『兵範記』同七月二十五日条。
- (7) 陽明叢書『保元物語』の影印による。
- (8) 「サテキタヲモテニハ武士為義、清盛ナド十人トカヤニ祭文ヲカ、セテ、美福門院ニマイラセラレニケリ」・「(源義朝は)安芸守清盛ト手ヲワカチテ、三条内裏ヨリ中御門ヘヨセ参リケル、此外ニハ源頼政、重成、光康ナド候ケリ」(巻四「後白河」とあり、義康に言及しない(新訂増補国史大系の文明本による))。
- (9) 新訂増補国史大系による。
- (10) 『兵範記』保元元年七月十一日条。
- (11) 『兵範記』同八月六日条。
- (12) 『鎌倉遺文』六一四。
- (13) 『新田義貞公根本史料』所収の翻刻による。以下、鏝阿寺本とする。
- (14) 東大史料編纂所の謄写本による。
- (15) 山口県公文書館蔵冷泉本による。鍋島文庫本では、波線部「備」、二重線部同。拙稿「『洪川系図』の成立とその史料的价值について(上)」(『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』三十七、平成二十二年三月)・「同前(下)」(『同前』三十八、平成二十三年三月)参照のこと。また『妙興寺文書』天文十六年写「源家御所系図」でも、「大夫尉昇殿」とあるのみ(『千葉県史料中世篇 諸家文書補遺』)。
- (16) 『中右記』嘉承元年七月十六日条(大日本古記録)。
- (17) 『愚昧記』紙背「散位源行真申詞」(永治二年四月)。大日本古記録による。『春日神社文書』「垂水西牧萱野郷百姓等解」(元暦元年九月)を見るに、摂津国の同郷に「陸奥判官殿御領」とあるのは、河音能平氏は義経に比すが(『河音能平著作集四 中世畿内の村落と都市』第十一章「中世前期大阪の荘園と公領」(平成二十三年二月)、為義になるか『平安遺文』四二〇七)。
- (18) 『米良文書』「足利貞氏御教書写」(元応二年二月、史料纂集『熊野那智大社文書 第三米良文書』)
- (19) 『本朝世紀』久安五年五月三十日条(新訂増補国史大系)。
- (20) 以下、佐竹本『尊卑』とする。本系図の成立と史料的价值について は別に考察する。
- (21) 拙稿①。そこで傍線を「兵衛」と誤った。訂正する。
- (22) 内閣文庫本による。続群書類従にも所収。より大系本『尊卑』に近い京都大学附属図書館菊亭本『系図略』(紙焼写真)にも見える。
- (23) 同系の上杉博物館蔵『須田系譜』では「三十五」とあるが同様不可。鏝阿寺本では、義家が奥州下向中、足利左近太郎基綱館に宿り、寛治五年(一〇九一)の誕生とするが、母を未確認の足利基綱女とする他の中世伝承とも異なる。即ち前掲の『塵荆鈔』では康和三年(一一〇一)に、十三歳で足利太郎基綱の元に下着したとする(蘆雪本『御成敗式目抄』「池内義資氏『中世法制史料集 別巻』」では「康和年中」の下向とし年齢記載せず)。この中世伝承の記載には従ひ難い。
- (24) 久保田順一氏『新田義重 北関東の治承・寿永内乱』第五章「義重の在京活動」(平成二十八年六月)

- (25) 大系本「尊卑」「村上源氏」。その伝記は井上宗雄氏『平安後期歌人伝の研究 増補版』第六章「寿永百首歌集をめぐる」(昭和六十三年十月)、中村文氏『後白河院時代歌人伝の研究』第七章「源有房」(平成十七年六月) 参照(以下、中村氏著と略)。有房が記録に見えるのは源平合戦の頃で、『吉記』寿永元年三月二十四日条に左少将とある(高橋秀樹氏『新訂吉記』)。井上氏は保元二年に有通を儲けてゐる事から、天承元年(一一三二)頃を有房の生年と推定する。
- (26) 『明月記』天福元年六月二十六日条。
- (27) 『勅撰作者部類』巻中「五位」「源有房」・「源有仲」(書陵部蔵近世写本一五四―一一八)、『帝皇系図』・「仁和寺記録」二十七所収元亨四年本『村上源氏系図』(東大史料編纂所蔵の謄写本)。
- (28) 「もう一人の如覚―『夫木抄』所載歌をめぐる―」(『国文学研究』一四〇、平成十五年六月)
- (29) これは天正十一年写の菊亭本『尊卑分脈』と一具(皆川完一氏「尊卑分脈」(『国史大系書目解題』下〔平成十三年十一月〕)。
- (30) 国立歴史民俗博物館蔵広橋本『尊卑分脈別本』(紙焼写真)でも、有房女のみ挙げるが、こちらは抄出の可能性があらう。『帝皇系図』には母の注記なし。
- (31) 『諸家系図纂』「本間系図」佐渡本〔丙本〕・浅羽本〔丁本〕も無い。猶、甲乙丙丁は掲載順に仮に命名した。
- (32) 大日本古記録による。
- (33) 遠藤基郎氏「平泉藤原氏と陸奥国司―清衡・基衡まで―」(入間田宣夫氏編『東北中世史の研究』上所収〔平成十七年六月〕)。また義国が同じ有房と同じ式部丞であつた事に注意。
- (34) 有宗は『中右記』承徳二年二月三日条に「陸奥守源有宗朝臣」と見える(大日本古記録)。
- (35) 白井信義氏「尊氏の父祖―頼氏・家時年代考―」(『日本歴史』二五七、昭和四十四年十月)
- (36) 『弘法寺文書』二四―三「將軍歴名・浦上氏足利氏系図」(『牛窓町史 資料編二 考古 古代・中世 近世』、室町時代後期の成立か)。九州大学図書館支子文庫本『保元物語』巻中巻頭付載「源氏系図」(在九州国文資料影印叢書)・早稲田大学図書館蔵『平治物語』巻中巻頭付載「源氏系図」(早稲田大学蔵資料影印叢書『軍記物語集』)では義兼を「一男」、義清を「二男」とする。この二本は同系統の系図である。拙稿『尊卑分脈』近似室町後期写清和源氏系図について」(『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』四十四、平成二十九年三月) 参照(猶、仙台市立博物館伊達本にも同じ系図がある)。また秋田県公文書館佐竹文庫(宗家)蔵『清音寺蔵佐竹并諸家系図』(以下、清音寺本)では、義清に「次男」とする。『塵荊鈔』八「源家之事」でも「義康二御息三人御座ス、嫡男治部大輔義兼、御長九尺二寸御座ス、大足利殿ト申侍ル、次男ハ從四位下義長、十九ニテ早世、三男八田判官義清ハ水嶋ノ合戦ニ打死シ給」とある。
- (37) 「中世前期下野足利氏論」(同氏編『下野足利氏』〔平成二十五年一月〕所収。以下、田中氏論とする)
- (38) 県篤岐氏蔵『源氏系図』本も同(東大史料編纂所蔵謄写本による)。以下、県本とする。但し県本では、義清の享年を「廿二才」、義長を「十九才」とするが、三男義兼を同様、正治元年四十六才没とする。これからすると義清の生年が長寛元年(一一六三)、義長が仁安元年(一一六六)となり、義兼よりも弟になる。
- (39) 義長を一男とする系図があり、『読史堂史料立岩氏所蔵足利系図』・『永享記』(続群書類従)は、前掲『塵荊鈔』に近いが、義長に「嫡子十九ニテ早世也」とし、義清を次男、義兼を三男とする。また後掲の島津本『源家大系図』でも義清を「次男」、義兼を「三男」とする。清音寺本も、

嫡也

義長

水嶋將軍改義嗣早世

正治元年鏡阿寺殿

長氏 太郎

水嶋合戦死

とするが、諸系図を合成してをり、混乱がある。以上、関東系の系図に義長一男説が見られる事になり、『尊卑』の脇坂本でも義長が「於備中水島与舎弟同時討死」とある。しかしその場合、義長が嫡子ではあり得ない事になるし、『尊卑』他本では「舎兄」とある（大系本の校異参照）。また北酒出本には一（嫡）男の記載がないが、水嶋合戦の戦死記事からすると、義清に随従してをり、嫡子ではない事になる。故に目下、北酒出本・『尊卑』に従ふ。

(40) 山本隆志氏はその地位も義兼が継承したとするが、論拠が挙げられない（『東国における武士勢力の成立と展開』第四章「東国における武士と法会・祭礼との関係」〔平成二十四年二月、初出同十八年十一月〕、以下、山本氏論とする）。

(41) 保立道久氏『義経の登場』（平成十六年十二月）

(42) 仁和寺本系図集（東大史料編纂所の謄写本『仁和寺記録』所収）・真光院本にも見えない。

(43) 従つて八条院を介して、木曾義仲と義清の間に連携が存在したとする田中氏論には従ひ難い。

(44) 『山槐記』治承四年五月二十六日条。次の『吾妻鏡』は新訂増補国史大系による。

(45) 『帝皇』（矢田藏人）・清音寺本にも見える。佐竹本『尊卑』との対照からすると、前掲北酒出本の「藏人」「義一」が相当するか。『諸家系図纂』所収『清和源氏系図』・『足利系図』に、別に義清兄弟に義房を挙げ、それぞれ「頼政同心、於宇治討死畢」・「足利判官、頼政一所宇治川

討死」とあるのは『吾妻鏡』を利用したものであらう。

(46) 京都大学総合博物館蔵勸修寺本による。南都本『平家』巻八「吉曾義仲登山事」にも「足利ノ判官代義清、丹波路ヨリ都へ入」（汲古書院）とある。後に『皇代曆』寿永二年閏十月一日条の水嶋合戦記事では「野多判官代」とする。

(47) 『吉記』寿永二年七月三十日条に、洛中警護の武士として見える「源三位入道子息」（延慶本『平家』三本「京中警固ノ事義仲注申事」を見るに頼政孫の有綱が相当する）・「保田三郎義定」は、前後の経緯を見るに義仲に随従してゐたものではない（『皇代曆』寿永二年八月十五日条参照）。

(48) 汲古書院の影印。長門本（山口新聞社刊の赤間神宮本の影印による）・『源平盛衰記』卷三十三「水島軍」（勉強社の慶長古活字本の影印）も同。次の『源平闘諍録』は汲古書院の影印による。

(49) 小谷俊彦氏「鎌倉御家人足利氏」（『近代足利市史 第一』（昭和五十二年三月））・小川信氏「足利一門守護発展史の研究」第一編第一章「細川氏の興起と分国の形成」（昭和五十五年二月）、菱沼一憲氏「中世地域社会と將軍権力」I部第二章「地域社会間抗争から政権争奪へ」（平成二十三年六月）

(50) 『近代足利市史 第三』所収の翻刻による。梶篤岐氏蔵『高階系図』が同内容（東大史料編纂所蔵謄写本）。

(51) 新訂増補国史大系『尊卑分脈 第四篇』所収。同系の宮内庁書陵部蔵谷森本は傍線を「違」とする（紙焼写真）。続群書類従所収『高階氏系図』では□に「依^本」とある。

(52) 群書類従本『高階氏系図』にも水嶋合戦の記載が無く、「奥州忍郡給」とあるから脇坂本の系統。『帝皇』には惟重流のみで、水嶋合戦の記事もない。

(53) 須藤聡氏「下野藤姓足利一族と清和源氏」（高橋修氏編『実像の中

世武士団 北関東のものふたち』所収〔平成二十二年八月〕

(54) 延慶本二中「宮南都へ落給事付宇治ニテ合戦事」。他本にも見える。

(55) 拙稿「長楽寺本『源氏系図』成立試論」(『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』三十三、平成十八年三月)

(56) 『千葉県の歴史 資料編 中世三』の翻刻による。

(57) 東大史料編纂所蔵島津本。請求記号(島津家文書四五―四五)一冊。原本閲覧停止の為、紙焼写真による。

(58) 四部合戦状本巻四(水原一氏編『延慶本平家物語考証一』資料編所収の野村本の謄写本影印)・『盛衰記』巻十五「宇治合戦」。

〔補〕『久下文書』「源氏惣系図」(東大史料編纂所蔵の紙焼写真)は、室町末期の写で、前掲菊亭本『系図略』と同系だが、

丹波国

号八田判官

義康一男

義清

とある。本系図の他の脇書の例からすると、丹波は八田の所在国を示すと判断される。義清一男・八田丹波所在説の補強である。